

風しんは小児に比べ成人がかかると発熱、発疹、リンパ節腫脹、関節痛など症状がひどくなると同時に脳炎や特発性血小板減少症などの危険な合併症もあります。更に一番問題なのは、風しんは妊娠初期の妊婦がかかると、出生児に「先天性風疹症候群」を起こす危険があることです。先天性風しん症候群とは妊婦が風しんにかかると胎内感染を起こし、出生児に白内障、先天性心疾患、感音性難聴などの重度の先天障害が起こることです。妊娠 1 カ月では 50%の胎児が先天性風しん症候群になるといわれています。先天性風しん症候群の発生を防止するには、妊娠を希望する女性と共に妊娠を希望する女性の周辺の人が風しんにかからないことが大切です。風しんの予防はワクチン以外ありません。現在、小児では定期予防接種としてMRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)が 2 回接種されており、小児の風しん発症は殆どなくなっています。風しん流行の主体となっているのは、風しんワクチンを接種していない30代~50代の成人特に男性の成人です。この世代の人たちが風しんにならないことが大切なのです。

神戸市では風しんワクチンをしたことのない人、風しんの抗体が十分でない人を対象に、「神戸市風しん 予防接種助成事業」が行われています。平成 27 年度から開始された風しん予防接種への助成制度は、平成30年度も継続されており、接種対象者には接種費用の一部(一人当たり2,500 円)が助成されています。以下がその内容ですので、該当される方はワクチン接種することをお勧めします。

1. 風しん予防接種対象者

1) 神戸市に住民登録がある方 2) 下記の1~3のいずれかに該当する方

1 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する 15 歳以上~43 歳未満の女性

2 1の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない方

3 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない方 ※「風しんの抗体が十分でない」とは、以下の(1)または(2)に該当することです。

(1)罹患歴がなく、かつ予防接種歴がない方。(2)採血日が平成 29 年 4 月 1 日以降の検査結果において抗体が十分でない方。(HI 法では抗体価 16 倍以下、EIA 法で IgG 7.9 以下をいう。)

対象になる方は以下の要項に従って予防接種を受けることをお勧めします。ただ予防接種を受ける際は、必ず接種希望の医療機関に事前にご連絡をして接種可能かをご確認下さい。

2. 助成期間 平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日

3. 対象となる予防接種

風しん単独ワクチン あるいは 麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン)のいずれか 1 回

4. 接種場所

神戸市予防接種契約医療機関 (神戸市ホームページ「神戸市予防接種」で検索)

5. 助成金額及び助成回数 2,500 円 助成は 1 回のみ

6. 対象者の確認のため、受診時に以下の書類等が必要になりますのでご用意下さい。

1 風疹の抗体が十分でない妊娠を希望する 15 歳以上 43 歳未満の女性

接種日の年齢確認のため 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等 風しんの抗体が十分でないことの確認

2 1の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人

1の年齢、住所、風しん抗体が十分でないことの確認

1の同居者(被接種者)の確認 ・ 同じ住所である確認 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等 ・ 風しんの抗体が十分でないことの確認 3 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人

・ 妊婦であることと住所の確認 母子健康手帳(写し可)

もし母子手帳がない場合は産科医のの証明書と住所のわかる書類 ・ 妊婦の風しんの抗体が十分でないことの確認 ・ 妊婦の同居者(被接種者)の確認

妊婦と同じ住所である確認 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等 風しんの抗体が十分でないことの確認